



2018年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社 丸井グループ  
代表者名 代表取締役社長 青 井 浩  
(コード番号 8252、 東証第 1 部)  
問合せ先 総 務 部 長 七 戸 裕 一  
(TEL 03-3384-0101)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年5月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2018年6月25日開催予定の第82回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社グループの業容拡大にともない、現行定款第2条（目的）について事業目的を追加するものであります。
- (2) 現行定款第25条（社外取締役との責任限定契約）及び第32条（社外監査役との責任限定契約）に定める責任限定契約における損害賠償責任の限度額について、より明確にするため、見直しを実施するものであります。  
なお、第25条（社外取締役との責任限定契約）の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) その他、現状に即した変更及び条文の削除等、所要の変更をおこなうものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2018年6月25日（月曜日）（予定）
定款変更の効力発生日	2018年6月25日（月曜日）（予定）

以 上

## 別紙

&lt; 定款変更の内容 &gt;

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(9) (記載省略)</p> <p>(10) 損害保険の代理業及び生命保険の募集業</p> <p>(11) 割賦販売業、割賦販売斡旋業、割賦債権買取業、集金代行業、信用調査業及び計算事務代行業 (新設)</p> <p>(12)～(19) (記載省略)</p>	<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(9) (現行どおり)</p> <p>(10) 損害保険の代理業及び生命保険の募集業並びに少額短期保険業</p> <p>(11) 割賦販売業、信用購入あっせん業、賃料保証、割賦債権買取業、集金代行業、信用調査業及び計算事務代行業</p> <p>(12) <u>金融商品取引業、金融商品仲介業及びその他金融に関連する業務</u></p> <p>(13)～(20) (現行どおり)</p>
<p>第25条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>第25条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める金額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第32条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法定の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>第32条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める金額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第36条 (転換社債の転換の時期) <u>転換社債の転換請求により発行された株式に対する最初の期末配当金又は中間配当金の支払については、転換の請求が4月1日から9月30日迄になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日迄になされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなす。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第37条 (記載省略)</p>	<p>第36条 (現行どおり)</p>

以上